

湖周地区一般廃棄物最終処分場候補地の公募について

現在、諏訪市、岡谷市、下諏訪町で組織する湖周行政事務組合では、ごみ処理基本計画において、一般廃棄物(燃やすごみ)の処理にあたり、中間処理(焼却)により発生する残渣(焼却灰)を自前の最終処分場への埋め立てと民間委託を半量ずつ併用することとしています。しかしながら現時点において自前の最終処分場を有していないため、現在は焼却灰の全量を民間委託により処理しています。

自前の最終処分場の整備については、平成28年に建設予定地を決定し、整備に向けて調整を進めてきましたが、令和6年10月、諸般の事情により予定地への整備を断念し、新たな候補地を選定することとなりました。

そこで、湖周地区一般廃棄物最終処分場整備事業について、あらためて建設予定地を決定するにあたり、市有地の検討のみならず民有地も含めその可能性を探るため、建設候補地の公募を行うこととします。

建設地の選定にあたっては、土地所有者や地域住民の理解を大切に、丁寧に進めるとともに、応募地を最終処分場の建設地として決定する際には、地域の皆様と地域振興施策の実施について協議をさせていただく予定です。また、将来の埋め立て終了後(廃止後)の跡地利用につきましても、地域の皆様のご意見やご要望を考慮していきます。

応募のご検討について、よろしく申し上げます。詳細につきましては、公募要領を参照してください。

なお、応募にあたっての不明点や最終処分場について確認したいこと等がありましたら、遠慮なく下記の問合せ先にご連絡ください。また、応募検討の程度にかかわらず、ご要望がありましたら、地域・個人向けの説明会等にも伺いますので、理解を深めていただく場として是非ご検討ください。

(問合せ先)

諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係

〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30

TEL:0266-52-4141 内線211 FAX:0266-57-0660

メールアドレス:kankyou@city.suwa.lg.jp

候補地公募要領

1 目的

湖周地区一般廃棄物最終処分場の整備事業について、あらためて建設予定地を決定するにあたり、諏訪市有地の検討のみならず民有地も含めその可能性を探るため、建設候補地の公募を行うこととし、その必要な事項を定めるものとします。

2 最終処分場の概要

施設概要 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物最終処分場

埋立容量 : 目安として概ね30,000m³(上限)

必要面積 : 目安として概ね2ヘクタール以上の一体の土地

構造形式 : クローズド型(埋立施設を屋根で覆うことで、降雨・降雪などの自然現象に左右されず、埋立物の飛散、流出、臭気の拡散を防ぐ構造)

埋立期間 : 埋立開始から30年間程度を予定

埋立対象物 : 焼却灰(主灰)

3 応募条件

応募条件は、次の事項とします。

(1) 必須とする事項

応募いただくために、次の事項はすべて満たしてください。

ア 諏訪市内に位置する土地であること

イ 敷地全体が急勾配でないこと、且つ敷地内に河川が無いこと

ウ 面積が概ね2ヘクタール以上の一体の土地であること

エ 諏訪市暴力団排除条例に規定する暴力団等が所有する土地でないこと

オ 公募期間の初日以降に暴力団等から所有権が移転された土地でないこと

カ 次に掲げる区域に該当しないこと

・森林法の規定による保安林の区域

・河川法の規定による河川区域

・文化財保護法または諏訪市文化財保護条例の規定による史跡、名勝及び天然記念物の指定区域

・自然公園法の規定による国定公園の区域

・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による土砂災害特別警戒区域

・国土地理院が公表している活断層図に示された活断層または推定活断層の直上

※該当する区域が、応募地に少しでも含まれていたら応募できない、というものではありません。応募地と該当する区域の位置関係によって、応募可否の判断に疑問等が生じるようでしたら、「提出・問合せ先」にご相談ください。

(2) 望ましい事項

必須ではありませんが、次の事項を満たしていることが望ましいです。

- ア 土地の形状、地質が整備に適していること(地盤が弱くないこと)
- イ 水道、電気の引込みや、搬入路の整備が難しいこと
- ウ 応募地内の自治会の長に対し、応募の意向を伝えていること
- エ 応募地の土地所有者の同意見込みがあること

4 選定方法

応募期間終了後、応募状況を諏訪市ホームページで公表したうえで、今後設置する「湖周地区一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会(仮称)」において選定します。選定にあたっては、応募地の他に選定対象とする市有地を有する場合は当該市有地とともに、前記の委員会が設定する候補地選定基準に基づいて評価・順位付けを行い、最高位となった箇所を候補地として決定します。

5 選定結果の公表

選定された候補地は、決定次第諏訪市ホームページで公表します。また、応募者に対しては、応募地の評価結果を文書により別途通知します。

6 応募方法等

応募者：(1) 応募地の全部または一部の土地所有者(個人、法人は問わない。)

(2) 応募地に位置する自治会の長

(複数の自治会にまたがる場合は、その長の連名とする。)

応募期間：令和7年3月21日 から 令和7年8月31日 まで

応募方法：応募期間内に次の①から⑥までの書類を持参又は郵送で提出

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までの時間に受け付ける。郵送の場合は応募期限日必着とする。)

①湖周地区一般廃棄物最終処分場候補地応募申請書(様式1)

②応募地内の自治会への応募意向伝達状況表(様式2)

③応募地の土地所有者の状況表(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤応募地位置図(縮尺1/5,000 程度で位置が確認できる地図、様式任意)

※応募地までの道路整備が必要な場合は、その想定ルートも図示してください。

⑥登記事項証明書及び公図(地積測量図等)の写し

7 提出・問合せ先

応募書類の提出先は、下記のとおりです。また、応募にあたっての不明点や最終処分場につ

いて確認したいこと等がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。また、応募検討の程度にかかわらず、ご要望がありましたら、地域・個人向けの説明会等にも伺います。

諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係

〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30

TEL:0266-52-4141 内線211 FAX:0266-57-0660

メールアドレス:kankyou@city.suwa.lg.jp

8 留意事項

- (1) 応募地を建設予定地として選定した場合であっても、全ての土地の使用(取得または賃借)を確約するものではありません。応募地の面積に拘らず、湖周行政事務組合は基本計画で決定した一般廃棄物最終処分場整備に必要な面積を取得(または賃借)するものとします。
- (2) 応募を取り下げるときは、「提出・問合せ先」に速やかに連絡の上、応募取下げ書(様式5)を提出してください。ただし、選定結果の公表後に応募を取り下げるとは、事業の進行に大きな影響を及ぼすためできません。
- (3) 諏訪市は、選定した候補地の応募者等と、一般廃棄物最終処分場の整備に向けて協議を行います。応募者等との協議において本事業の同意を得ることができず、事業進捗の見込みがないと判断した時は、協議を取りやめ、候補地の選定を取り消すこととします。この場合、次点の候補地を繰り上げます。
- (4) 提出書類に虚偽があることが判明した場合は、当該応募を無効とします。順位付け後に虚偽が判明した場合は、当該応募以降の順位を繰り上げます。
- (5) 提出書類は、本事業の目的以外には使用しません。
- (6) 提出書類は、原則返却しません。
- (7) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

以上